

書評

佐藤達玄著 『中国仏教における戒律の研究』

昨年（昭和六十一年）十二月、佐藤達玄教授の『中国仏教における戒律の研究』が刊行された。著者多年の研究蓄積が、あますところなく示された六〇〇頁を越ゆる大著である。

戒律は、筆者の専門分野からは、遠く隔っており、本書の批評をこころみる無理は充分承知してはいるが、曾て同教授の学位論文審査に、副査として加った際、同じく副査として学外から加って頂いた、当代律蔵研究の権威平川彰博士から、種々ご指教をたまわったことを想起し、ここに及ばずながら書評の筆をとる次第である。

もう一つの動機がある。それは年来、本覚法門の立場から『正法眼蔵聞書抄』いわゆる『御抄』の研究をこころみていると、どうしても『梵網経略抄』を避けてとおるわけにはゆかぬ。鏡島博士の要請もあり、目下、柄にもなく『同抄』と取り組んでいる。

その点、佐藤教授の本書の出現は、まことにありがたい。中国仏教における戒律の全般が俯瞰しうると同時に、とくに大乘菩薩戒の発達・展開に触れているので、禅宗の清規から、道元・瑩山両祖の戒学観にまで至るまでのコースが、梵網戒を背景として観取されるからである。

山内舜雄

書評に先立ち、自分勝手のことを言ってお詫言えないが、まずは本書の構成を客観的に叙してみよう。

本書は、序論をのぞき、本論は十八章から成る。

第一章「中国の仏教受容期における戒律の普及状態」においては、礼教社会と仏教（第一節）、為政者の仏教観（第二節）、仏教受容期における沙門の生活（第三節）、律典の伝訳（第四節）、戒律の研究とその順応化（第五節）等が、従来の資料を刻明に駆使し、要を得て簡述されている。著者のねらいが、中国的仏教受容の延長線上における戒律の変容化と順応化にあることはいうまでもない。

この点、著者は、われわれから一見、無味乾燥と思われる律蔵の資料を多引しながらも、きわめて柔軟な視点と筆致を有しているので、戒律にさして関心を有せざる者も、容易に読みすすむことができよう。

同章に引用されているところの『釈老志』にしる、あるいは『弘明集』にしる、筆者の恩師塚本善隆博士に基礎的研究の存するは周知のところ、書評の筆をしばしやすめて、わが書架の『魏書釈老志の研究』を見遣った次第である。

著者は、これらの研究はもちろん、前記平川彰博士の業績等を丁寧に吸収消化していることが、その註よりうかがえる。

専門に亘ることは、しばらく措き、先にすすもう。

第二章は「地域社会における律の普及状態」で、中国を、東北部（第一節）、中南部（第二節）、西部・西北部（第三節）の三地域に分けて律の普及状態を追求している。このような視点からの研究は、中国における現地研究が可能になりつつある現在、さらに発展する興味あるものといえよう。著者は、

中国各地域における「明律僧」の活動を、一応前述のように地域別に分類してみると、中国仏教の研究時代ともいわれる南北朝時代に、何部派の律蔵が、どの地方を中心に展開したかという、四大広律の展開状況を把握することができるが、梁代までは『十誦律』の普及が圧倒的で、他の律はあまり振わなかったということができよう。（同書二六頁）

として、如上三地域における四大広律や『十誦律』の普及状態をあきらかしている。

かくして、第三章にすすみ、「戒律の浸透とその変容化」に入るわけであるが、ここでは、変容への歩み（第一節）、道安の生活規範制定（第二節）、南北朝以降に現われた諸制度（第三節）等が述べられている。すなわち、それは、戒律の中国的な変容をとおし、道宣に至るまでのプロセスを明かしたものであるから、いうなれば上来、第一章から第二章をへて、ここ第三章に至るまでの三章は、実質的な序論を形成するものであると筆者は考える。

著者は、第四章から第十章に至る七章（六七―二九八頁）を、道宣と、その開いた四分律宗と、その著『四分律行事鈔』の研究に当

ているのは、以下示す各章各節の題名からして明らかである。

従って、道宣研究が、実質的な本論の、その前半を形成し、さらにこころみた第十一章から第十四章までの、中国における大乘菩薩戒の研究が、本論の後半を形成するものと筆者は見る。かく解して大過はないであろう。

さて、道宣の研究は刻明を窮める。その前段ともいうべき「道宣律師と唐代仏教」（第四章）は、唐代仏教と庶民の信仰（第一節）から入って、いよいよ「道宣律師の戒律研究」（第二節）におよぶ。(1)道宣の修学時代、(2)戒学への情熱、において著者はいう。

いま道宣の戒学について考察するにあたり、かれの著『四分律行事鈔』を手がかりとするのが最も捷徑と思われる。この『行事鈔』こそ唐代仏教界の生んだ不朽の名書であり、以来中国仏教徒の日常生活の指針として重視され、多くの研究者を出すとともに、日本仏教の戒律思想の上にも大きな影響を与えたことは多言するまでもない。（同書八〇頁）

つまり著者は、第一章から第三章の間に、道宣に到るまでの前景を巧みに整理し、第四章において、始めて道宣に、慎重に取り懸る。

いうまでもなく、中国仏教における戒律研究は、道宣に尽きるものであり、具体的にいえば、『行事鈔』に畢ることを、それは示して興味ふかい。この正攻法のコースを、著者は、いささかも逸れることなく、以下真摯に辿るのである。

このことは、かりそめにも戒律研究を志した、あるいは著者の資質にもよろう。

道宣によると、戒律とは、出家沙門の生活を拘束するものではなく、むしろ積極的に比丘性を維持するための最低限の生活規範

であるとみている。それゆえかれが『行事鈔』を撰述するに際しては、釈尊以来の伝統的な生活規範をのべた律蔵——中でも『四分律』を根本として、その記述が不明瞭なときは、他の律や大小乗の諸経論を参照しながら刪繁補闕して、大乘の極致を表現しようとするのである。道宣の『四分律』に対する解釈が、前代諸師の伝統的な立場を批判していることからみると、『行事鈔』で説くところは、従前の所説を採用しながらも、なお時代の趨勢に即した新たな見解を加えて、かれ自身の戒律解釈の立場を明示したものである（同書八一頁）。

このような道宣解釈の視点から、著者は、『四分律』の註釈書は多数あるが、いわゆる三要疏、光統律師の『略疏』・智首の『広疏』・法礪の『中疏』を、道宣自身も依用したとして、とくに「智首の疏を根本とし、法礪の疏を参酌しつつ『行事鈔』の撰述を進めている」との前提の下に、以下の研究をこころみる。この点、著者の研究姿勢に、いささかのケレンもみられないのは好感される。さて、つづく第四章第三節「道宣の戒律観と行事鈔」において、本書の中核に触れてくるわけであるが、戒律の門外漢での筆者としては、もっぱら書評より、むしろ内容紹介におわることを、あらかじめ諒解されたい。

まず、当時の教界の墮落ぶりに触れ、「道僧格」発令の必然的結果をのべたのち、『教誡新学比丘行護律儀』における「事師法」の第三十四条から「不得踰師影、相去可七尺」の規定を出し、「こういう規定を設けざるをえなかったところに、インド的戒律の欠陥を認めたのであり、中国的な民族感情をとり入れてこそ、かれらの生活指導が可能であることを意識していた」（同書八六頁）として、

道宣の、儒教倫理に裏打ちされた、「中国的な出家者倫理の確立」への意図を見て取っている。

かくして著者は、道宣の戒律に対する基本的立場を、次第に鮮明にしてゆく。それが『四分律刪繁補闕行事鈔』であることは異論がないとして、「道宣の考えでは、戒律とは出家沙門の生活を拘束するものではなく、むしろ積極的に比丘性を維持するための最低限の生活規範であって、出家沙門の必ず遵守すべきものであった。」（同書八六―八七頁）と、平易な解説をこころみておいて、『四分律』に関する古来の六師の異解を挙げた『行事鈔』の序を出し、

これによれば道宣の基本的立場は『四分律』を根本として、文が明らかでない時は他事を採用し、あるいは大小乗の諸経論を参考にしながら刪繁補闕して、大乘の極地に到達しようとしたのである。それゆえ戒相としては『四分律』に基づいて小乗的であるが、持戒持律の精神は大乘的で、『法相宗』の教義などによって「心法戒体説」を唱えたことが、この間の消息をよく示しているといえよう。本来、小乗の律蔵である『四分律』を大乘的に解釈し、再構成することによって、中国の出家教団に最もふさわしい大乘の律蔵をつくらうとする一大願心が窺われるのである。（同書八七―八八頁）

まことに、その通りであって、目新しい立論ではない。が、戒律の研究こそは、異を立てざるが、なにより肝要であって、要は如上の道宣の基本的立場を、いかに根気よく、着実に資料にもとずいて立証してゆくかであろう。この点、律蔵の研究では、経や論以上に、資料の精査・整理のうえに、事理的論証を積み重ねなければならぬ。それは、『四分律行事鈔』における引用経論一覧表の提

示に始まり、綿密をきわめる。本書が、正攻法を取って、広浩な『行事鈔』と、四つに組んでいることが、よく解るのである。

第四章第四節は、「戒学の諸問題と道宣の見解」を明かしたものであるが、『行事鈔』の「篇聚名教篇」第十三等に依る論証は、しばらく措き、その結論だけを示そう。

ここで道宣の戒学の基本的立場を示す「戒体」の問題についてふれなければならないが、この問題については章を改めて考察したい。ただ大綱として言えることは、「沙弥別行篇」第二十八にみられるように、唯識教学を戒学の背景として展開し、当時の戒学一般が毘尼小乗とみるのに対して、道宣は玄奘教学をもって『四分律』を解釈し、毘尼大乘を主張して四分分通大乘なることを主張したところにかれの戒学の特色がみられる。(同書一〇六頁)

第五章(道宣と戒壇)は、第一節(戒壇の由来)、第二節(中国の戒壇)、第三節(戒壇の構造)、第四節(戒壇の種々相)、とある如く、道端良秀博士の労作を踏まえて中国仏教における大乘戒壇の成立を論究したもの。

具体性を身上とする戒律の研究には不可欠の部門であり、興味ある諸説を紹介している。ことに『祇洹寺図経』について、横超慧日博士の説が引用されているのは、同博士の教えを受けた筆者としても関心の持たれるところである。

第六章は、「道宣の懺悔」で、この辺からが道宣の戒律思想の中心に当る。第一節「道宣の懺悔の立場」において、著者は云う。

道宣の戒学が『四分律』に立脚して、戒律の伝統的立場を忠実に継承し、しかもそれに中国的変容を加えながら、大乘的性格を

附与しようとして、大小乗戒の一体化をめざそうとしたことは明らかである。しかしそうした意図とは裏腹に『行事鈔』の随処に、部派の伝統的解釈を依用して小乗戒の性格を濃厚に打出し、釈尊の制戒の精神に迫ろうとする道宣の宗教的情熱を推知することができる。このような道宣の小乗的傾向を助長した要因は、「今諸師盛行多依十誦」といっているように、出家者の生活威儀が仏教の伝統的姿にしたがうことが、社会的にも歓迎されていた。それと共に為政者は国家権力によって、教団の出世間的性格を否定しようとする動きを強めたため、「出家教団」としての立場をより闡明するには、持戒持律の如法な生活態度を堅持する必要があった。ここに大乘的会通を目指した道宣の苦しい立場がみられる。(同書二三八―二三九頁)

小乗的傾向を助長しながら、そこに大乘的会通をこころみなければならなかった道宣戒学の矛盾的性格を、著者は、あくまで捉えて離すことなく追究する。それはまた、中国仏教の歴史的宿命を担っているだけに、その解明こそが、本研究の中心的課題であることは言を俟たない。

上来、筆者の挙げた本書からの引用文を通覧すれば解るとおり、著者の研究目的は、この点最初から一貫しており、本書をたいへん理解し易いものとしている。よほど問題を整理し、資料を整頓し、且つ如上の研究方針を明確化してかからないと、それは不可能である。おそらく三十年に垂々とする研究の継続が、それを可能となしたのであろう。

宿命的に矛盾的性格を持つ、屈折した道宣の戒学思想を、このように平易に、解り易く説きあかすことができるのは、よほど問題の

本質把握が適確である証拠で、柔軟な筆致と共に、推奨に価する。戒律に、従来、関心のあまりなかった筆者にして、かく感ずるほどであるから、一般の方々には、より肝銘深きものがあるろう。

さて、懺悔法については、元照の『四分律行事鈔資持記』をあげて古来の説に触れたのち、第二節(三種懺法)において、理懺・事懺・律懺を論じ、道宣の見解を、次の如く結論づけている。

律懺は小乘法であるからとの理由で、これを捨て去り、『仏名経』や『方等経』が説いている懺法を大乘法であるとして行っているが、それは自分としては不満足なものである。小乘法を厭い、大乘法を欣ふという欣厭の心を懐くようでは、いまだ仏道に適った態度とはいえない。

道宣の場合は、いま世に行われている大乘法としての懺法が、律の規制に悖るところがあるから、これを認めずに積極的に排除しようとする意図が、強く動いていたことを看過することはできない。道宣の戒学が四分分通大乘を標榜するとするならば、当然、大小乗で行われる懺悔の作法が一体となった形で具体化されることが予想されるのであるが、道宣は律懺に基づく立場をとる限り、部派仏教の伝統的な解釈に依存する傾向が顕著となってくる。(同書一四四—一四五頁)

著者が予想した如く、道宣のそれは、分通大乘を標榜しながらも、「大小乗で行われる懺悔の作法が一体となった形で具体化される」ことはなかったのである。如上の道宣戒学のもつ矛盾点を、明瞭に意識しつつ、律懺の本質を説きあかしている。

同章第三節は、「道宣の懺六聚説」で、(1)懺波羅夷法において『行事鈔』「僧綱大綱篇」の三十五事を詳説したのち、菩薩戒に触れて、

云う。

この僧制の採用は、当時盛行していた菩薩戒が理懺を重視して、事懺を軽視し無視しがちであった実態を改め、併せて『十誦律』を盛んに依用していた中国出家教団の趨勢に逆らうこともできなかつた……。(同書一四九頁)

として、菩薩戒との関係に触れてくる。この菩薩戒こそ、第十一章以下で詳究するところ、本書の後半の主要研究目的となることは、先に一寸ふれた。

『行事鈔』中心の道宣戒学精究のかたわら、著者は、一方では絶えず菩薩戒に気を配っている。このバランス感覚こそ、中国仏教の戒律研究に、最も必要なものである。

それはまた、律蔵と僧制との会通を試みた道宣の、二重構造的性格の指摘ともなって現われている。この辺の論証は、周密な資料の積み重ねと共に、説得性に富んでいる。

(2)懺僧残法(3)懺偷蘭遮法(4)懺波逸提法(5)懺提舍尼法(6)懺突吉羅法と、型の如く六聚の懺法が説きすめられるが、多引される資料を巧みに整理して、道宣の立場を、次の如く結言する。そこでは、事实上に即した律蔵関係の、一見無味乾燥と思われる資料が、ひとつの生氣ある現実態となって甦えってくるから妙である。よほど道宣の、かかる立場が、著者によって内面化され、且つ消化しつくされているからであろう。

道宣がのべた懺法には、仏祖以来の伝統を具体化しようとする護教的立場が強く現わされていて、六聚の懺法もこのように行われるべきであるという一つの型を、四大広律や諸経論の中に求めたのべたものであるが、それらが果して実行されたかどうかは頗

る疑問である。『四分律行事鈔資持記』の著者元照も歎いているように「六聚の懺法は地に墮つること久し」といつているから、これが当時の教団の実状を物語っていると理解すべきであろう。

道宣にしてみれば、末法なるが故に正法を具現するためには、ぜひとも戒律の正しい理解と実践が必要であり、それはすべてに優先すべきであり、そのことが仏法久住のための唯一の方法であったから、些細な問題に対しても忠実に実践しようと努めた道念こそ、高く評価すべきである。(同書一六六一—一六七頁)

元照の『資持記』が、よく出されるが、筆者にも曾て同じ大乘戒經のひとつ『遺教經』註疏群を詳究した際、元照の『遺教經論住法記』に関する論攷の存することが想起される。とても『資持記』までは及ばなかったが、『住法記』からだけでも、元照の所説のすぐれていることは理解し得る。

第七章は、「道宣のみた師弟道」である。戒律の具体的実践の第四は、師弟道にあること論を俟たない。かくして『四分律行事鈔』の「師資相撰篇」が精細に追求される。文献の綿密な駆使を再現できないのは残念であるが、第一節師弟道の本質、第二節童行とその教育第三節和尚法と弟子法第四節訶責法の内容という各節の題名から、おおよその輪郭をうかがうことができよう。第三節に注力されているようであるが、これは内容からして当然のことと思われる。紙幅の関係で、これ以上詳述することができないのが残念である。如上のプロセスを踏んで、第八章において、やっと道宣の戒体論に到達する。律そのものの如き周到な手堅さである。

戒体論が、道宣戒学の中心をなすことは云うまでもない。その意味では、第四章からの結論とみられるだけに、詳説をきわめる。第

一節戒体の意義、第二節中国仏教の戒体論、第三節道宣の戒体観を以て、それは畢るが、戒体の語について、はっきり定義づけたのは道宣であるとして、『四分律行事鈔』「標宗顯徳篇」から、戒法・戒体・戒行・戒相の四者をあげ、それぞれ詳究をこころみる。ここでも結論のみを出せば、

この四者の中で、いま問題とする戒体をとりあげてみると、道宣は通論に依れば、「所発の業体」であり、正頭に就けば「能領の心相」であるとして、戒体を通論と正頭の二面から論じている。かく二面から論じに道宣の戒体論は、小乗の部派がのべる戒体は、道宣のいう「所発の業」であって、かれらはそれによって、無表色を立て、あるいは「非色非心の仮法」であるとするが、それは学問的・哲学的な解明であるから、仏教々学の立場からすれば、通論的な解説にすぎないとするのである。道宣のねらいは、むしろ後者の正頭にあったのである。

かれは戒体を立てる本旨は、受戒によって体得した「防非止惡」の戒の力が、われわれの生活をいかに充実させるかを究明するにあつた。「法界塵沙二諦の法」が相応し、戒と生活とが一体となった「心」を把握することを重視すべきであつて、それをここでは戒体というのであると説いている。道宣がいう「正頭」の立場は、従来の小乗の戒体説がいたづらに論理のための論理であり、論理の遊戯にすぎなかったものを、生活の場に直結させるべく方向転換して、戒学が実践活動の上にかに重要なものであるかを、再認識させようとする意図からの発言であつたと解したのである。ここに道宣の戒学が分通大乘を標榜する意義があるのであり、道宣の戒体観によって始めて、小乗戒が大乘戒として生かさ

る根拠があるのである。(同書二〇三頁)

刻明な論証は、本書そのものから把握せられたい。如上の、小乗戒を分通大乘せしめる道宣戒学の矛盾的性格は、かくして著者によって鮮明に解き明かされ、きわめて納得性をもって読者に提示されるにいたる。

戒律を専攻する者をのぞけば、広範な『四分律行事鈔』を精究することは、けだし不可能にちかい。といって、誰しも、道宣戒学の分通大乘の真意を、小乗戒が大乘戒として生かされる根拠を、明確に『行事鈔』にもとずいて戒学的に知りたいのは山々である。

著者は、『行事鈔』における煩瑣な戒学の手続きを丁寧にふんだうえ、『成実論』や唯識教学との応接を巧みに整理し、見事に、この要請に応えている。本書撰述の大半の目的は、これだけで充分とげられているといって過言ではないであろう。また後学を益するに大なるものがある。

著者は、この第八章で、『行事鈔』そのものへの思的研究の銚先を止め、転じて歴史的研究へと向うのである。

第九章「四分律宗の形成と展開」が、それである。第一節四分律宗の形成、第二節四分律宗の展開、等によって、相部宗、南山宗、東塔宗、并部宗の成立が論究されたのち、「南山律宗が中国仏教の戒学を独占しえたのも、道宣によって従来の研究や行事が整理統一され、大乘学者の戒律に対する誤った戒律観を是正し、戒律を重視するものこそ真の大乘学者である」という基本的立場を確立したところに、『四分律』をして大乘戒経の首位を占める『梵網経』と対等の地位を与えようとした、道宣の戒観を看取することができるのである。」(同書二二七頁)と、それは結ばれている。

ここで大乘戒経との対比が出たのを機会に、直ちに第十一章「中国における菩薩戒の展開」へと移りたいのであるが、著者は、さらに「行事鈔研究の歩み」を、十二節に分って刻明に、こころみる。

これが第十章である。それはほぼ一〇〇頁にわたり、苦心の跡がうかがわれるのであるが、結局戒律の研究という、きわめて地味な仕事は、このような歴史的事実を丹念に突きとめてゆく以外にないわけで、著者は労を厭うことなく、これに従事している。本書が多年を要した真の理由、戒学研究がいかに気の遠くなるような努力の継続であるかを思い識らされると同時に、それはまた道宣自身の歩みでもあり、さらに道宣のあとをついだ『行事鈔』研究者たちのそれでもあったことが、想起せしめられる。

いうところの六十家の、学系や法系に関する精密な歴史的研尋については、筆者は論評する資格を有せぬ。本書は、同章のさいごに、六十人の律師たちの弘律活動に専念した地域を省別に掲げたのち、

これらの第一次拠点では、四大広律のいずれかに基づいて種々の宗教儀礼が行われていた処であることは明らかである。このようにすでに戒律への地ならしが行われていた地域に『行事鈔』の研究を通して、南山律宗の勢力を弘めようと努めた律師たちの活動が実って、中国出家教団における戒律の主流が、『四分律』によって統一されるようになったことは注目すべきことである。

六十家の弘律の拠点は、いずれもその地方の政治・経済・文化の中心地であり、為政者や高級官僚の外護により、第二次・第三次拠点の確保へと地方的発展をみたのである。それは幸か不幸か、安史の乱や黄巢の乱という国家的大事変が契機となって具体化したものであり、これまでの仏教の都市集中型から地方分散型

へと移行せざるをえなかった四囲の状況によって、持戒持律の宗教的生活を、各地の庶民大衆の心に植えつける上で、大きな役割を果したことを見逃すことはできない。(同書二九七―二九八頁)と、結んで同章を了えている。

さて、紙幅も半ばを越えた如くであるから、以下のこりを、菩薩戒の研究に当てることにする。

第十一章「中国における菩薩戒の展開」から第十四章までの四章がそれで、著者は、『行事鈔』研究につづいで、いささかも倦むことなく、菩薩戒を精究する。まず、第十一章第一節大乘思想研究の芽生え、第二節北周の廃仏、第三節菩薩戒の流布、第四節中国における出家受戒、第五節懺悔と自誓、第六節菩薩戒普及の実態等において、大局的考察をこころみたるのち、第十二章において「三聚淨戒と受菩薩戒儀」に關説し、第一節瑜伽論系の三聚淨戒、第二節瓔珞經・占察經と三聚淨戒、を詳究したのち、第三節菩薩戒本とその受戒儀では、智顛の『菩薩戒義疏』に出づる梵網本・地持本・高昌本・瓔珞本・新撰本・制旨本の各本毎に、詳細な考察をこころみる。やと、筆者の手のとどくところに本書の研究がもち来たされた感がある。そして、第四節唐代の受戒儀、第五節禪門における受戒儀にまで論及する。禪門における受戒儀にまで及ぶのは有難いが、著者は、見るが如く菩薩戒の研究でも、前半における道宣の『行事鈔』研究の方法論を、そのまま後半にまで推しおよぼすのである。

精緻な『行事鈔』研究を経たのちであり、菩薩戒研究の方も、前者における戒学研究の確実な手法に拠っているのは論を俟たない。やはり、戒律の研究は、こと中国に關するかぎり、道宣研究が、具体的には『行事鈔』研究が、その基底をなしていることを、それは

もの語って興味ふかい。

しかし、禪戒から遡及するばあい、菩薩戒研究は、具体的には梵網戒あたりまでが限界であって、またその理由も存するのであるが、道宣の『行事鈔』に多大の年月と労力をさくわけにはゆかぬ。

この点、著者は、正攻法で、道宣研究に大半のちからを注いでいる如くであり、本書の分量からもそのように言い得るのであるが、戒律の研究としては、かくあらねばならぬものと思う。『行事鈔』研究を手抜きしては、菩薩戒研究は成り立たぬ。と同時に、『行事鈔』から菩薩戒へと研究プロセスを移してゆくことはできても、その逆は成り立たぬ、ということを禪戒研究者は識るべきである。

道宣研究によって戒学の基礎を固めた著者にして、始めて菩薩戒の眞の研究が可能となったことを筆者は強調したい。

具体的に、梵網戒に入るまえに、第十三章において、「隋唐高僧の戒律觀」すなわち、吉藏・智顛・道宣の大乘戒が詳究される。当然の措置であろう。

吉藏や智顛の大乘戒については、また評するに適切と思われるひともあろうから、触れない。ただ、著者は、当然のことながら禪門における受戒儀については多大の関心を有する如くで、その特異な性格と他宗との相関性に言及している。(同書三九五頁、四二八頁)これは、後章で、「禪宗教団と清規」(第十五章)を詳説するための伏線ともいべきもので、単に清規を禪宗の中でのみ見るといふ従来の、ともすれば狭い視野を離れて、四分律・菩薩戒を含めての中国仏教全体におけるその位置づけを、たえず心掛けている証拠と言えよう。

が、いづれにしても、『四分律行事鈔』を、研究のベースに置く

本書としては、如上の行論は道宣と大乘戒によって、いちおうは締めくくられねばならぬ。

道宣の正法護持の戒律思想は、小乗戒より大乘戒へと進み、大乘戒ではとくに玄奘訳の『瑜伽論』の説く菩薩戒（瑜伽戒）思想を受容したことは明らかであって、四分律宗における瑜伽戒という性格が道宣の菩薩戒であるといつてよいのではなからうか。では道宣の大乘戒観の基本的立場の典拠となった『瑜伽論』の説く菩薩の学処とは、どのような性格のものであったろうか。（同書四二九頁）

と、『瑜伽論』を追究してゆき、さういふに、

道宣は分通大乘の戒学を組織するに当り、（玄奘が筆著註）

ナーランダで戒賢より学んだ『瑜伽論』に大小乗戒の接点を求めて、积尊の戒学に大乘的性格を与えることに努めた。……道宣自身としては、南山律宗こそインドの戒学の伝統を承受すると共に、中国的個性を発揮して独自の境地を開拓したものととして、自信に満ちたものであったと思われる。（四二二頁）

この一節に、本書研究の結論が、凝縮されているといつてよい。さて、四分律宗に対する梵網戒の研究は、かくして第十四章以下に展開される。第一節「梵網戒思想形成の主要經典」として、『梵網經』『瓔珞經』『占察經』等の大乘戒經が詳察され、第二節「梵網經に影響する諸經典」として、『華嚴經』『大般涅槃經』『菩薩地持經』『優婆塞戒經』『仁王般若經』等が、先学の業績をふまえて詳究される。

が、これらは梵網戒研究の、いわば序論にすぎない。本論は、第三節梵網戒本とその註釈書、第四節新学菩薩と梵網戒の実践、であ

って、ことに第四節において、梵網戒と教団や檀越との関係、または生活威儀との関連が、きわめて具体性をもって当時の中国社会を背景に解明されている。それは著者の戒律研究の契機が奈辺にあるかを思わしめて、興味ふかい。ここでも、前例にならつて結文のみを挙げれば、

『梵網經』は五世紀半ば頃には、すでに中国仏方界に流布していた菩薩教団の戒本であつて、仏教形成期における教団をとりまく諸問題が、多角的にとらえられている。『梵網經』がのべる十重四十八輕戒は、小乗戒的な戒観や処罰規定の枠をこえて、出家・在家を一体とする大乘菩薩の依拠すべき生活規範をのべたものである。

『梵網經』が、時には「沙門不敬王」を提唱して、国家権力に抵抗する構えを示すことがあつても、その流布が禁ぜられることもなく、撰述以来、中国仏教徒の依用すべき「菩薩戒經」として、宗教的生命を維持しえたのも、前述のように儒教倫理と戒との一致が高く評価されたことによるものであろう。（同書四七五頁）

この結言に至るまでの論証が、前半の『行事鈔』研究のその如く、精緻であり周密であることは云うまでもない。四分律研究の成果が、そのまま菩薩戒に投影されて、著者の研究の正攻法なるを改めて思い知らされる。

『梵網經』について、いささか私事にふれさせて貰うと、昭和三〇年代の後半、筆者は、保坂玉泉先生に、『梵網經』講義を托された想い出がある。先生が、総長になられて忙しくなった為である。

ところが駆け出しの筆者には、どのテキストを使ってよいか解らない。『梵網經』という別行本は見当らないのである。あるのは、下

巻の、『菩薩戒経』で、そこに十重四十八輕戒が説かれており、「梵網経菩薩戒序」があつて、独立した戒本として体裁をそなえている。要するに、この菩薩戒本を講ずればよいわけである。それなら叡山で必ずよまされる天台「新学の四書」のひとつ、智者の『菩薩戒経義疏』は、下巻の偈から始まっている。これで、やっと安心して講義に取りかかった次第である。

周知のように著者は、鏡島元隆博士指導の下に、小坂機融教授と、『訳註禅苑清規』の刊行に従事している。清規と菩薩戒、延いては南山律との接点に立った、数すくない研究者のひとり、著者はいうことがききえる。その業績が顕著にあらわれているのが第十五章、「禅宗教団と清規」で、第一節唐代叢林の生活規範から筆を起し、第二節北宋叢林の生活規範においては、ことさら『禅苑清規』の精究をみる。この辺になると、もう禅学の範囲で、前記小坂教授をはじめ評者にこと欠かない。わずかに感想を云わして貰えば、やはり道宣戒学をふまえて菩薩戒を透過しているのので、『禅苑清規』の解明も体系的・組織的であり、教学の方からも解り易い。これが本書の特長のひとつではなからうか。

著者は、さらに踏み込んで、第十六章「作務禅の展望」をこころみる。これは、もう完全に禅学の世界で、筆者は、筆を擱かざるを得ない。前第十五章と共に、別人による別評をお願いする次第である。その際、著者が、四分律宗を基点として、各種の大乗戒すなわち三論・天台・華嚴などの教宗の戒律と、つねに連けいを保ちつつ『禅苑清規』を見んとした研究姿勢は得がたいものがあり、等閑に附せざることを願うものである。

さいごの、第十七章道元禅師の禅戒一如観、第十八章瑩山禅師の

『中国仏教における戒律の研究』(山内)

禅風と清規は、宗学の領域で、評する言を持たない。

ただ、言い得ることは、この二章は、書題の「中国仏教における戒律の研究」という範囲を出ていること明確であるのに、あえてこの二章を加えた、いな加えざるを得なかった所以を忖度して本評を了えよう。

端的にいえば、この二章のために、著者は、生涯をかけて、気の遠くなるような前十六章の研究をこころみた、といつて過言ではあるまい。宗門人の研究は、結局、畢つてみれば、両祖に帰するのである。著者はいま、宗学から見れば全く方角ちがいの道宣研究に打込んだ前半生を静かにかえりみつ、ひそかに帰家穩坐の境地に涵んでいるのではあるまいか。

最後に、本書は、あまりに手際よく、気配りに過不足なく、まとめ上げられている。客観的叙述に徹したのは戒学研究として賢明であつたにしても、著者自身の強い問題提起が避けられたところに、不満といえは不満がのこるのである。

そこで、望蜀の言として、できうるならばかの道宣すら包みきれなかつた大小両戒の間に横わる諸問題、大小兼持にともなう矛盾点の露呈等、たとえ指針だけでも示されておれば、後学を益すること更に大なるものがあるう。

それらは、延いては、わが国の南都戒と円頓戒との対論における外ワクを構成するものであり、また鎌倉新宗の祖師方の戒律観にも、大きな影響をおよぼしている。

これだけ、中国仏教の戒律の基礎的研究を果遂された著者に対し、如上の諸問題解決の指数を乞い、さらに次巻刊行を期待しても、決して失礼とはならぬであらう。